

奈良市いじめ防止基本方針



令和5年7月

奈良市・奈良市教育委員会

目次	1
はじめに	2
第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 奈良市のいじめの問題に関する基本理念	3
2 いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1 いじめの防止等の対策のための組織の設置	9
2 奈良市教育委員会が実施する施策	9
3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	11
第3章 重大事態への対処	
1 教育委員会又は学校による調査	18
2 調査結果の提供及び報告	21
3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	22
4 調査結果の公表	22
第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	22
◎巻末 いじめ防止対策推進法に基づく組織について（組織図）	23

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に危険を生じさせるおそれがある極めて深刻な人権問題であり、決して許されるものではありません。

「すべての子どもが安心して学校に通い、学び、笑顔で家に帰っていく。」そんな当たり前の毎日を送れるようにすることが、公教育において最も大切なことです。しかしながら、全国では、いじめの問題が原因と思われる自殺など、尊い子どもの命が失われていく状況が今も続いています。いじめは、徐々にエスカレートしていくという特徴があり、当初は些細なトラブルだったものが、適切な対応がなされない場合に、深刻ないじめに発展していくケースもあります。

奈良市では、各校で「学校いじめ防止基本方針」を策定し、ホームページに掲載するなど、子どもや保護者、地域にも学校のいじめに対する取組を発信し、すべての教職員が、「いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうる」「いじめは絶対に許さない」との認識のもと、いじめの見逃しがないように努めてまいりました。そして、子どもたちが様々な悩みをいつでも相談できる相談体制を構築し、子どもたち自らが助けを求めることができる環境整備に努めており、子どもの利益を最優先に考えて子どもたちに寄り添った対応を心がけています。引き続き、いじめの未然防止、早期発見に努めるとともに、いじめが起こった場合には、いじめを受けている側の子どもや保護者の気持ちに寄り添い、その子どもへのケアや、いじめを行った子どもへの適切な指導に、学校全体で、時には関係機関と連携しながら、迅速に対応するよう努めてまいります。

奈良市では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を参酌し、市・学校・地域住民・家庭その他の関係機関が連携して、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見および迅速な対応をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、奈良市いじめ防止基本方針を平成30年4月に策定いたしました。そして、その後のいじめ防止対策の現状を踏まえ、この度いじめ防止基本方針の改定を行うことといたしました。改定にあたり、令和4年度「ストップいじめ なら子どもサミット」において「いじめをなくすために望むこと～自分、大人、社会に～」をテーマに奈良市立小学校・中学校・高等学校の代表児童生徒が議論し、そこで出された意見を盛り込みました。

今後、改定した基本方針のもと、子どもがいじめによりつらい思いをしたり、命を落としたりすることのないよう、できるかぎりの手を尽くし、いじめを許さない、見逃さない学校づくりに努めてまいりたいと考えています。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 奈良市のいじめの問題に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある許されない行為である。

全ての児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼすおそれがある許されない行為であることを理解し、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することのないよう努めることが必要である⁽¹⁾。

学校、保護者、地域及び行政は、児童生徒の尊厳を保持することを目的とし、いじめ防止等の対策について、「いじめは全ての児童生徒に関する問題であり、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができる」よう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにしていかなければならない。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法第2条」(平成25年法律第71号)

(定義)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(2) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験し得る。「暴力を伴わないいじめ」であっても、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。さらに、いじめは、行われた回数にかかわらず、たとえ1回であっても生命又は身体に深刻な影響を与えることがあることに留意する必要がある。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査⁽²⁾の結果によれば、暴力を伴わないいじめ

(1) いじめ防止対策推進法第4条 いじめの禁止「児童等はいじめを行ってはならない。」

(2) 令和3年7月国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導センター「いじめ追跡調査2016-2018」

(仲間はずれ・無視・陰口)について、被害、加害経験ともに減少傾向にあるものの、小学生の被害経験は8割、加害経験は7割で、中学生については、被害経験が7割で加害経験は6割であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの被害・加害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(3) いじめの態様

いじめの態様として、以下のようなものが挙げられる。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれや、無視をされる。
- 軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれる、蹴られる。
- ひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(4) いじめの認知に関する考え方

いじめの認知は、児童生徒に対し心理的又は物理的な影響を与える行為が確認されているかどうか、その行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているか、あるいは苦痛を感じるものかを適切に判断して行うものとする。認知の過程では、特定の教職員で判断することなく、いじめ防止対策推進法(以下「法」と記す。)第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用し、以下の点に注意を払う。

- いじめの判断は、いじめを行った児童生徒の認識や心情等は考慮せずに判断することになっていることに留意する。
- いじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- 表面的・形式的に判断せず、丁寧な聴き取りを実施し、事実確認を適切に行う。
- 丁寧な聴き取りをもとに、事実確認を行う過程で、いじめを受けたと訴える児童生徒が、そのいじめを受けた前後において相手に対していじめに該当するような行為をしているという場合もありうる(双方向のいじめ)。この場合には、そのいじめを受けたと訴える児童生徒が受けた行為もいじめに該当するとともに、当該児童生徒が相手に行った行為もいじめに該当するという判断を行うことになる。
- いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- 被害者の救済を最優先するために、被害感情を重視する定義とした法の趣旨を踏

まえ、いじめを受けた児童生徒の感じる被害感情に着目して見極める。

【例：外見的にはけんかやふざけ合いに見える場合や、好意から行った行為が思わず、心身の苦痛を感じさせてしまったような場合などいじめに該当する。】

- いじめには多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定的に解釈されることがないように努める。

- 本人が苦痛を感じていなくても、状況からいじめと判断する場合もある。

【例：校内やその他の場所（SNS 上含む）で、悪口を言われたり書かれたりした場合や本人が嫌がると思われる行為をされていることを本人が知らずにいるような場合。】

（5）いじめの未然防止

- すべての児童生徒が自他の生命の大切さを学習し、かけがえのない存在として認識することで、「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- 日々の教育活動において、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を行い、周りの人たちと共に考え、学び、新しい発見や豊かな発想が生まれる授業を実施するなど、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進め、学習の充実を図る。
- 日々の教育活動全体において、すべての児童生徒に、豊かな情操や道徳心、正義感、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあう態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- すべての児童生徒が自己有用感や充実感を得られる学校づくりを行う。
- 学校・教育委員会は、保護者や地域と連携・協働し、心の通う人間関係を構築する能力を養い、いじめを生まない・許さない社会をつくるための取組を推進する。

（6）いじめの早期発見

- 日常の変化に気付き、見過ごさないよう、早い段階からの確に関わりをもつ。
- いじめを隠し、また、軽視することなく、積極的にいじめの発見に努める。
- いじめを行う側と、いじめを受ける側が絶えず入れ替わるという認識をもつ。
- 教育委員会や学校は、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすい体制を整えるため、アンケート調査を工夫するとともに、教育相談の実施、電話・メール・SNS 相談窓口の周知等に努める。
- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われ、遊びやふざけあいを装うなど、大人が気付きにくいいじめと判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。
- 教職員や保護者、地域住民等、すべての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気付く力を高める。そのために、研修等を実施し、啓発の機会を設ける。

(7) いじめの適切かつ迅速な対応

- 学校はいじめを受けた児童生徒やその保護者からの訴えがあった場合、直ちに児童生徒の安全を確保し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒を徹底して守り抜く。
- いじめがあったことが確認された場合には、速やかに「学校におけるいじめ防止等の対策組織」p11(2)を活用し、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童生徒とその保護者への支援を行うとともに、いじめを行った児童生徒に対する指導とその保護者への助言を行う。
- 行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。
- いじめに当たると判断した場合であっても、いじめには様々な態様があることから、いじめ行為をめぐる状況等を考慮した上で適切な指導を行うべきものであり、常に全てに対して厳しい指導を要するとは限らない。(例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合など。)
- いじめの解消に向けて、必要があると認めるときは、いじめを行った児童生徒といじめを受けた児童生徒についてそれぞれ別々の場所やグループにするなど、いじめを受けた児童生徒や周りの児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。また、必要に応じていじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒及び周りの児童生徒が、それぞれのもつ多様性を理解することや人間関係のあり方について学ぶための支援を行う。
- 平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、教職員、児童生徒、保護者、地域に周知し、理解を深めておく。

(8) 特に配慮が必要な児童生徒への対応⁽³⁾

- 発達障害を含む、障害のある児童生徒
- 精神性の疾患に罹患し又はそのおそれのある児童生徒（例えば希死念慮を示す者などを含む）
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- 言語や文化等の面で学校生活に馴染みにくさを抱えるおそれのある児童生徒

⁽³⁾ 「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日 文部科学大臣決定)「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」

外国人児童生徒受け入れの手引き(平成23年3月 文部科学省初等中等局国際教育課)平成31年3月改訂
文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課

発達障害者支援法(平成16年12月10日法律第167号)最終改正:平成28年6月3日法律第64号
障害者差別解消法(平成28年4月1日平成25年法律第65号)令和3年5月改正:法律第56号

(例えば、海外から帰国した者、外国籍の者、保護者が外国籍である者など)

- 家庭環境等に特別な事情のある児童生徒（例えば虐待や貧困など）
- 社会的状況等を背景として配慮を要すると認められる児童生徒（例えば東日本大震災により被災した者、原子力発電事故により避難している者、感染症の罹患等に係る者など）

- 他校から転入してきている児童生徒

上記の児童生徒を含め、学校として、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うよう努める。

(9) 教職員の資質向上

- いじめの問題に対し、正しい共通認識及び適切な対処を行うため、いじめの問題への対処の在り方について、管理職やいじめ対応教員を中心に教職員間の共通理解を深め、いじめ事象を見逃すことのないように努める。
- いじめの問題の解決には一人一人の教職員の力量に期するところが極めて大きいことから、研修等を通して資質向上を図る。
- 心理や福祉の専門家を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上を図ることや、学校内におけるチーム支援体制の構築とアセスメントに基づく適切な支援を行うための校内研修等を充実させる。

(10) 家庭、地域との連携

- 法第9条⁽⁴⁾には、保護者は保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導を行うよう努めるものとされるとともに、いじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとされている。学校は、保護者組織や地域に対し、いじめ防止の啓発を行い、家庭や地域とともにいじめ防止の取組を行う。
- 保護者は、家庭において、他者を思いやる心や善悪を判断する力を育むように努め、いじめを許さない心と態度を育てる。
- 学校が中心となり、保護者組織や地域の関係団体等と、いじめの問題について協議し、連携した対策を推進する。また、協働するための体制を構築する。
- 多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制⁽⁵⁾を構築する。
- 「地域の子どもは地域の垣根で守る」という意識のもと、学校と地域の関係団体や保護者組織が連携して、いじめを社会全体でなくすように努める。

(11) 関係機関との連携

- 学校はいじめを把握した場合、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会(い

⁽⁴⁾ 法第9条 保護者の責務等

⁽⁵⁾ 法第17条 関係機関等の連携等

じめ防止生徒指導課)に報告し、教育委員会や学校は、内容に応じて、関係機関(警察、奈良市子どもセンター⁽⁶⁾、医療機関、法務局等の人権擁護機関)と適切に連携を図る。

- 警察や奈良市子どもセンター等との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、体制を構築する。
- 教育相談の実施に当たり必要に応じて専門機関との連携を図り、法務局等の人権擁護機関など学校以外の相談窓口についても児童生徒や保護者に適切に周知する。

(12) 情報提供

- 間違った情報が流布し、二次的な被害が発生しないよう、すべての児童生徒やその保護者を守る観点から、教育委員会や学校は、正確に情報提供するよう努める。
- 情報提供する際は、守秘義務と個人情報保護に留意するとともに、情報の一貫性を保つため、窓口の一本化を図る。

⁽⁶⁾「奈良市子どもセンター」:奈良市子どもセンターが児童相談所の機能を有する。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 奈良市いじめ防止連絡協議会の設置 (巻末の組織図②参照)

本市において、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を強化し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、法第14条第1項の規定を踏まえ、「奈良市いじめ防止連絡協議会」(以下「連絡協議会」と記す。)を設置する。

本連絡協議会は、学校代表、奈良市子どもセンター、弁護士、医師、警察、保護者組織、学識経験者(いじめの問題に関する専門的知見を有する者)、その他教育委員会が必要と認める者など実情にあわせて構成する。

「いじめ防止対策推進法第14条第1項」(いじめ問題対策連絡協議会)

地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

(2) 奈良市いじめ対策検討委員会の設置 (巻末の組織図③参照)

本基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うために、法第14条第3項の規定を踏まえ、教育委員会の附属機関として「奈良市いじめ対策検討委員会」を設置する。

組織構成は、学識経験者(いじめの問題に関する専門的知見を有する者)、弁護士、医師、保護者組織、学校代表、その他教育委員会が適当と認める者などで構成することを基本とする。

「いじめ防止対策推進法第14条第3項」

前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

2 奈良市教育委員会が実施する施策

(1) 学校でのいじめ対応

- いじめの未然防止や学校体制の強化を目的に、学校支援コーディネーターが、定期的に学校訪問を行い、いじめの未然防止や学校組織体制についての指導助言を行う。また、いじめ事象が起きたとき等には、緊急に指導主事やスクールソーシャルワーカー等が学校を訪問し、被害児童生徒の保護や当該学級への入り込み、学校の対応の確認及び指導を行う。
- 認知されたいじめ事象の事後対応の把握を行うために、少なくとも3カ月を目安にいじめの解消に向けた学校の取組を確認し、指導を行う。

(2) 「いじめ対応教員」の全市立学校への位置付け

- 学校のいじめ対応の中核となる「いじめ対応教員」を学校に1名位置付ける。
- いじめ対応教員の資質向上を図るための定例会を開催する。

(3) 相談しやすい体制の構築

- いじめを受けて困っている等の悩みをもつ、児童生徒や保護者等の大人が気軽に相談できるように電話やメール、SNS相談窓口を開設する。
 - ・ストップいじめ ならダイヤル：0742-36-0012
 - ・ストップいじめ ならメール：stop-ijime@city.nara.lg.jp
 - ・SNS相談アプリ
- ※電話やメール、SNS相談には、相談員、指導主事、学校支援コーディネーター、スクールソーシャルワーカー等が対応し、必要に応じて関係機関と連携する。

(4) 情報モラル教育の充実

- 児童生徒が、自分たちの意思で自律的にデジタル社会と関わっていくためのデジタル・シチズンシップ教育を推進するに当たり、いじめの未然防止の観点から、ネットの特性や問題点の理解を促す情報モラル教育の充実を図る。また、教職員、保護者、地域にも啓発を実施し、研修の場を設定する。

(5) 児童生徒が主体となった取組の実施

- 「ストップいじめ なら子どもサミット」等の取組と連携し、児童生徒自らが「いじめを許さない学校づくり」に向けた意見や活動の交流を行うことにより、いじめの問題を主体的に考え、いじめの防止に向けた意識を高めるとともに、子どもたち自身の活動を通して、保護者や地域と協働した「いじめを許さない学校づくり」の推進を目指す。

(6) 奈良市において強化している取組

- 市立学校において、各学期に1回（年間3回）、いじめに関するアンケート調査を実施する。また、各校の実情をふまえ、複数回における独自の調査実施（教育相談や独自のアンケート等）を推奨する。
- 個人記録カード(奈良市統一様式)による情報整理を行い、アンケート結果及び記録等は10年間保存とする。

(7) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発

- 国の基本方針やいじめの問題に係る通知を周知徹底するため、学校関係者の集まる定例会を開催するとともに、地域の関係団体や保護者組織と連携を図り、広報啓発を行う。

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定について

- 各学校は、国や県、市の基本方針を参考に、自らの学校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向性や、取組の内容等を明確にするために「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」と記す。）を定める。
- 「学校基本方針」には、いじめの未然防止のための取組、早期発見・迅速な対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。
- いじめの未然防止の観点から、学校の教育活動全体を通じて、多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、いじめの防止に資する取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- 校内研修等で、教職員のいじめへの対応に係る資質能力の向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等をあらかじめ具体的に定め、これを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込んだり、これらに関する年間を通じた取組計画を定めたりする。
- より実効性の高い取組を実施するため、「学校基本方針」が、当該学校の実情に即して、正しく機能しているかを、学校における「いじめの防止等の対策組織」p11(2)を中心に点検し、必要に応じて見直すという、PDCAサイクルを学校基本方針に盛り込んでおく。
- 「学校基本方針」を策定するに当たっては、児童生徒等の意見を取り入れた分かりやすい学校基本方針を保護者や地域住民、関係機関等の参画も得ながら進める。
- 策定した「学校基本方針」については、入学時や年度開始時の各種総会等で児童生徒や保護者に周知する。また、いじめが起こった際の学校の対応について、理解を求めるとともに、いじめの早期発見やSOSを出しやすくするためにも、その内容を容易に確認できるように、学校のホームページ等で公開する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策組織

ア 組織について

- いじめの問題に対して、組織的な対応を行うために中核となる常設の組織「いじめに特化した校内委員会」（以下「校内委員会」と記す。）を置く。（巻末の組織図①参照）
 - ・管理職、いじめ対応教員、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で構成し、学校長のリーダーシップのもと組織対応の中核として機能する体制を整える。
 - ・関係する児童生徒と関わりのある教職員を追加するなど、柔軟な組織とする。
 - ・個々のいじめの迅速な対応に当たって、必要最小限の人数で早期の情報共有や協

議を行うことも可能とする。ただし、その後上記メンバーの校内委員会において、必ず報告等を行う。

- 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家が参加し、より実効的ないじめの問題の解決に資する。
- 「学校基本方針」に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域等の参加を図ることも考えられる。

イ 役割について

- 校内委員会の設置及び活用にあたっては、校長はいじめ問題について校内委員会を中心に学校全体で取り組むべきであることを周知する。
- 校内委員会は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報をもとに、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、いじめの認知については、校内委員会において組織的に行うことが必要である。なお、いじめの認知は、児童生徒に対し心理的又は物理的な影響を与える行為が確認されているかどうか、その行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているか、あるいは苦痛を感じるものかを適切に判断して行うものとする。
- 校内委員会が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに全て校内委員会に報告・相談する。加えて、校内委員会に集められた情報は、児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有する。
- 対応したことの時系列や校内委員会の議事録及び個人に関する記録を残すことについて、校内委員会で確認する。
- 校内委員会は、各学校の「学校基本方針」の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

ウ 家庭や地域との連携について

児童生徒の健やかな成長とよりよい学びのためには、平素から学校が積極的に家庭や地域と連携することが望まれる。PTAや地域の関係団体が、いじめ問題を含めた児童生徒の現状について共通理解し、家庭や地域と連携・協働して取り組むことが不可欠である。いじめの防止等に向けて、学校が家庭や地域と一体となり、地域社会全体で児童生徒を見守り育てる体制づくりを進める。

(3) 学校における取組

ア いじめの未然防止

「いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりう

る」という事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組むこと。

未然防止の基本は、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。

また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに影響されることなく、互いの多様性を認め合える人間関係や学校風土をつくることが大切である。

(ア) いじめについての共通理解

「いじめは絶対に許さない」との雰囲気を学校全体に醸成する。

(イ) いじめに向かわない態度・能力の育成

- 道徳教育や人権教育の充実、読書活動や体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育む。
- 他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- 学級や学年、部活動などの人間関係を把握して親和的な集団づくりを進める。

(ウ) 教職員の指導上の注意

- 教職員の誤った認識や不適切な言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを誘発や助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- 教職員の「いじめを受ける側にも問題がある」という認識や発言は、あってはならないものであり、いじめを行っている児童生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認するものにほかならず、いじめを受けている児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化させるということを理解した上で、児童生徒の指導に当たる。
- 教職員は、授業中の児童生徒の発言などを起因としたいじめが発生するとの認識をもち、すべての児童生徒が安心して自由に自分の意見や考えを述べることができるような学級や学校をつくるために、授業づくりや展開の工夫に努める。

(エ) 自己有用感や自己肯定感を育む

すべての児童生徒に、承認感や満足感、自己有用感を体感する機会を提供し、児童生徒の自己肯定感が高められるような取組を行う。

(オ) 児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む

- 児童生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

- 児童会、生徒会など児童生徒の自主的な活動をする組織を中心に、「ストップ いじめ なら子どもサミット」p10（5）等と連携した取組を行う。

イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われ、遊びやふざけあいを装うなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員等の大人が認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から適切に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

そのために、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化やサインを見逃さないよう、表面化していないいじめに敏感に意識を向ける。さらに、児童生徒がいじめを訴えやすい相談体制を整え、いじめの実態把握に取り組むことが大切である。

(ア) 調査・実態把握

- 日常の健康観察等から児童生徒の実態把握に努める。
- 毎学期実施する年間3回のアンケート調査の工夫や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。
- 休み時間などの児童生徒の様子についても、実態把握に努め、情報共有を図る。
- 個人ノートや生活ノート、また日記などを活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用して実態を把握したりする。

(イ) 相談体制

- 児童生徒及びその保護者が気兼ねなくいじめに関して相談できる体制を整備し、いじめを訴えやすい環境をつくる。
- 保健室や相談室の利用、電話・メール・SNS相談窓口について学校ホームページやメール等の連絡ツール、児童生徒が利用するアプリケーションを用いるなどして、広く周知する。

(ウ) 情報の取扱

- 集まったいじめに関する情報は、学校全体で共有する。なお、教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、対外的な取扱の方針を明確にし、適切に扱うこと。

(エ) 取組や体制の点検・改善

- 児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に校内の組織体制を点検する。

ウ 迅速な対応

いじめを発見、又は通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。そして、いじめを受けた児童生徒や通報してきた児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、その児童生徒が抱える課題を含め、教育的配慮のもと、個に応じた支援を行う。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、必要に応じて関係機関・専門機関との連携のもとで取り組むことが必要である。

(ア) いじめと疑われる行為の発見・通報を受けた時の対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めさせる。
- ささいな兆候であっても、いじめと疑われる行為には、早い段階から適切に関わりを持つ。
- いじめを受けている児童生徒や、いじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- いじめと疑われる行為の発見、又は通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに校内委員会に情報を共有する。
- 関係児童生徒から複数で事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- いじめと認知した場合やいじめが疑われる場合は、必ず教育委員会（いじめ防止生徒指導課）に報告する。

(イ) 警察との連携

- 児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。また、保護者等に対して、あらかじめ周知しておくことも必要である。

(ウ) いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援

- いじめを受けた児童生徒から、複数で事実関係の聴取を行う。その際「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情が傷つかないように留意する。
- 子どもの意思を尊重しつつ、家庭訪問などにより、その日のうちに迅速に保護者に事実を伝える。
- いじめを受けた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、いじめを受けた児童生徒の安全を確保する。
- いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の方等）と連携し、いじめを受けた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- いじめを受けた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

- 必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、医療機関との連携等心理や福祉、医療、法律の専門家などの協力を得る。

(E) いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言

- いじめを行ったとされる児童生徒からも原則複数の教職員で事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、組織的にいじめをやめさせ、指導し、その再発を防止する措置をとる。
- 事実関係を聴取した後、迅速に保護者と面談するなどして伝え、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえ、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- いじめを行った児童生徒に対し、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為を自覚させる。
- 必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、医療機関との連携等心理や福祉、医療、法律の専門家などの協力を得る。

(F) いじめが起きた集団への働きかけ

- 同調していた児童生徒（観衆）に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- いじめを見ていた児童生徒（傍観者）に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- たとえ、いじめを止めることはできなくても、教職員や保護者、SNS相談アプリ等の相談窓口など、誰かに知らせる勇気をもつように啓発する。

(G) ネット上のいじめの対応

- ネット上の不適切な書き込みなどについては、被害の拡大を避けるため、事実を確認したうえで、適切な指導及び保護者連絡を行ったのち、保護者同意のもと削除する。
- 人権侵害に当たる書き込み等があった場合は、必要に応じて法務局等の協力を求める。

(H) 再発防止

いじめが解消p17(ク)に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、情報共有を行い、支援内容、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。

(ク) いじめの解消

いじめは謝罪をもって安易に解消と判断せず、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

- ・いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が少なくとも3カ月継続していること。

② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消している状態に至った場合であっても、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。特に、いじめを受けた児童生徒の自尊感情が著しく低下したり、心的外傷により PTSD（心的外傷後ストレス障害）傾向を示したりすることが考えられることから、場合によっては医療機関や奈良市子どもセンター等の関係機関とも連携し、心のケアや支援を行っていくこととする。

第3章 重大事態への対処

「いじめ防止対策推進法第28条」(重大事態への対処)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

I 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態

① 「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた場合

(法第28条第1項第1号に係る事態)

いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

② 「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている場合

(法第28条第1項第2号に係る事態)

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

【例：いじめ事象により、いじめを受けた児童生徒が転校した場合。又は、

30日に満たない場合でも、いじめ事象により登校できなくなった場合など】

③ その他の場合

児童生徒や保護者から、いじめを受けて重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない

い」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて市長へ事態の発生について報告する。

(3) 情報発信（P8（12）情報の提供を参照）

重大事態発生時における情報発信や報道対応については、該当児童生徒やその保護者のプライバシーを配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないようにする。

(4) 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

その際、教育委員会は、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを十分踏まえて判断する。学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

(5) 調査を行うための組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大であると判断した時は、以下の組織で当該重大事態に係る調査を行う。

①学校主体の場合→「校内委員会」（巻末の組織図①参照）

教育委員会は学校に対して必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を行う。校内委員会に、その他必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士等、外部の専門家を加えた組織で調査を行う場合もある。

②教育委員会主体の場合→「奈良市いじめ調査委員会」（巻末の組織図④参照）

（法第28条第1項の規定に基づく。）

「奈良市いじめ調査委員会」の組織構成は、調査を前提として、学識経験者（いじめ問題に関する専門的知見を有するもの）、弁護士、医師、保護者組織、学校代表、その他教育委員会が認める者などで構成することを基本とする。なお、調査を行う場合には、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有

しないものにより構成するなど、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

(6) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査にあたり、以下のような事実関係を可能な限り網羅的に調査する。

いつ頃から、誰によっていじめ行為が始まったか、そのいじめがどのように展開・拡大されていったか、その背景にはどういうことがあるか、どういう人間関係上の問題があったか、それに対して教職員がどのように対応していったか、対応のどこに問題があったかなどを可能な限り網羅的に明らかにする。

この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。教育委員会又は学校は、奈良市いじめ調査委員会などに対して積極的に資料を提供するとともに、調査の結果を重んじ、再発防止に取り組む。

ア いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。
 - いじめを受けた児童生徒への聴き取りに際して、保護者から要望があった場合は、出来る限りの配慮を行う。【例 保護者同席での聴き取り、保護者からのみの聴き取り等】
 - いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査になるよう配慮すること。
- 調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への指導を行う。
- いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰支援や学習支援等を行う。

イ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などの調査を行う。

【自殺の背景調査における留意事項】

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証して再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら

ら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省）を参考とするものとする。

- ①背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査については、切実な心情を持つことを認識し、その要望や意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ②在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的や目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- ⑤背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ⑥客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要である。
- ⑦学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ⑧亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言や文部科学省による子どもの自殺予防に関する通達や手引き等を参考にする。

2 調査結果の提供及び報告

(1) 調査結果の提供

- 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、調査により明らかになった事実関係等について、必要な情報を提供する責任を有する。
- 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対していじめの事実関係等について説明を行う。
- 通報してきた児童生徒の人権や個人情報を守ることに留意する。
- 情報提供にあたっては、適時適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

(2) 調査結果の報告

調査結果については、市長に報告する。

上記(1)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒・保護者が希望する場合には、当該の児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を報告書に添付する。

3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

- 報告を受けた市長は、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「奈良市いじめ問題再調査委員会（市長の附属機関）」により、再調査を行うことができる。（巻末の組織図⑤参照）
- 再調査を行う機関は、公平性や中立性を確保するため、職能団体や大学、学会等からの推薦等により委嘱された弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家で構成する。
- 再調査を行う際には、当該調査の公平性や中立性を図るため、当該事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有する者でない第三者を事案に応じて上記の専門家等から選任する。
- 再調査についても、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して、情報を適切に提供する。また、適時適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講じる。

なお、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告しなければならない。

4 調査結果の公表

いじめの重大事態に関する調査結果の公表については、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒やその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。公表する場合、いじめを受けた児童生徒・保護者及び、いじめを行った児童生徒・保護者に対して、公表の方針を説明し、公表の方法及び内容を確認する。

第4章 そのはいじめの防止等のための対策に関する重要事項

市は、法の施行状況や国の基本方針の変更等を勘案して、必要に応じて基本方針の見直しを検討し、その結果について必要な措置を講じる。

いじめ防止対策推進法に基づく組織について

1 学校がつくる組織

いじめの防止等の対策のための組織

「いじめに特化した校内委員会」(法的根拠:いじめ防止対策推進法第22条)・・・①

【内容】

いじめ防止等に関する措置を実行的に行う組織

重大事態発生時には学校の調査組織を兼ねた、常設の委員会であり、市立学校全校に設置済み

【構成員】

管理職、いじめ対応教員、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者等、外部の専門家

2 教育委員会がつくる組織

奈良市いじめ防止連絡協議会・・・② (法的根拠:いじめ防止対策推進法第14条1項)

連携

奈良市いじめ対策検討委員会・・・③ (法的根拠:いじめ防止対策推進法第14条3項)

奈良市いじめ調査委員会・・・④ (法的根拠:いじめ防止対策推進法第28条)

【内容】

○いじめの防止等に関する機関や団体間の連携体制を構築することを目的として、本市のいじめ防止のための対策を効果的に推進するために必要な事項を協議する。

○年1回開催

【構成員】

学校代表、奈良市子どもセンター、弁護士、医師、警察、保護者組織、学識経験者(いじめ問題に関する専門的知見を有する者)、その他教育委員会が必要と認める者など実情にあわせて構成する。

【内容】

○奈良市内で発生したいじめ事象に関し、奈良市のいじめ対策に資するために、その対応や再発防止に向けた具体的な協議をする。

○年2回開催

【構成員】

学識経験者(いじめ問題に関する専門的知見を有する者)、弁護士、医師、保護者組織、学校代表、その他教育委員会が適当と認める者などで構成することを基本とする。

【内容】

○重大事態発生時における教育委員会の調査組織

【構成員】

学識経験者(いじめ問題に関する専門的知見を有する者)、弁護士、医師、保護者組織、学校代表、その他教育委員会が適当と認める者などで構成

重大事態発生時には、教育委員会が調査主体の判断をする。その際、教育委員会が主体になる場合には「奈良市いじめ調査委員会」が、学校が主体の場合には「いじめに特化した校内委員会」が調査を行う。

3 市長がつくる組織

奈良市いじめ問題再調査委員会・・・⑤

(法的根拠:いじめ防止対策推進法第30条2項)

市長が教育委員会からの調査結果報告に対し、再調査が必要と認めた場合に設置

【構成員】 学識経験者、弁護士、心理や福祉の専門家等 【所掌】 市長部局(子ども政策課)